

高知県大学生等就職支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県大学生等就職支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県外学生」とは、高知県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等をいう。以下同じ。）に在籍する者をいう。
- (2) 「県外第2新卒者」とは、大学等を卒業してから3年以内の者をいう。
- (3) 「県内企業」とは、高知県内での採用を行う事業所等を開設している企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。
- (4) 「就職活動等」とは、高知県が主催又は協力する就職活動関連イベント及び県内企業が県内で実施するインターンシップ又は個別企業説明会、採用面接等に参加することをいう。

(補助目的)

第3条 県外学生等が県内で就職活動等を行う際に、県外の住所地から県内の目的地までの移動等に要した経費の一部を補助することにより、県内企業の人材の確保を促進することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、就職活動等が終了した日から30日を経過する日又は就職活動が終了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、別記様式による補助金交付申請書（兼実績報告書）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び補助金額の確定等)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に該当する場合又は直近1年について国税及び都道府県税の滞納がある場合を除く。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付を受けようとする者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 知事は、当該申請をした者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 高知県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (4) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(関係書類の保存)

第9条 補助の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助の交付を受けた者に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象者	補助対象となる就職活動等	補助対象経費 ※2	補助率及び補助限度額		補助回数
以下の条件を全て満たす者 (1) 県内での就職を希望する県外学生又は県外第2新卒者 (2) 「こうち学生登録」(※1)に登録している者	以下の条件のいずれか1つを満たし、かつ、別記第2号様式による「訪問確認票」により参加を証明する書類を提出していること。 (1) 高知県が主催又は協力する就職活動関連イベント (2) 県内企業が県内で実施するインターンシップ又は個別企業説明会、採用面接等	(1) 交通費 ※3 県外学生等が、県内での就職活動等のために、県外の住所地から県内の目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費	定額	別紙「各都道府県からの交通費補助額（定額）」に定める補助対象者の県外住所のある都道府県からの定額を補助するものとする。 ただし、領収書等により証明することができる往復の交通費の額が定額に満たない場合は、当該額を上限とする。	同一年度内に1人3回までとする。
		(2) 宿泊費 県外学生等が、県内での就職活動等のために移動した際に、県内で宿泊する際に要した経費	定額	1泊当たり5,000円を上限とする。	

※1 「こうち学生登録」とは、高知県からの県内就職に関する情報の提供を目的とする登録制度をいう。

※2 (1) 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを補助対象経費として認める。

(2) 企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から除外する。

(3) 地方自治体の就職関連活動にかかる経費は対象外とする。

(4) 補助対象経費には、取消料及びキャンセル料を含まない。

※3 補助対象となる交通手段及び交通費は以下の条件のいずれか1つを満たすこと。

(1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。

(2) 国内航空運送事業を営む航空会社の航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。

(3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等

(4) 長距離フェリー等の都市間を発着地とする旅客船の運賃等

(5) 自動車を利用した場合の高速道路等の利用料金。ただし、燃料代やレンタル料金等は対象としない。

別紙

各都道府県からの交通費補助額（定額）

（単位：円）

	現住所地	補助額		現住所地	補助額
1	北海道	66,000	25	滋賀県	19,000
2	青森県	54,000	26	京都府	19,000
3	岩手県	44,000	27	大阪府	19,000
4	宮城県	54,000	28	兵庫県	19,000
5	秋田県	54,000	29	奈良県	19,000
6	山形県	44,000	30	和歌山県	19,000
7	福島県	44,000	31	鳥取県	8,000
8	茨城県	38,000	32	島根県	8,000
9	栃木県	38,000	33	岡山県	8,000
10	群馬県	38,000	34	広島県	8,000
11	埼玉県	33,000	35	山口県	8,000
12	千葉県	33,000	36	徳島県	3,000
13	東京都	33,000	37	香川県	3,000
14	神奈川県	33,000	38	愛媛県	3,000
15	新潟県	38,000	39	高知県	-
16	富山県	25,000	40	福岡県	28,000
17	石川県	25,000	41	佐賀県	28,000
18	福井県	25,000	42	長崎県	28,000
19	山梨県	38,000	43	熊本県	28,000
20	長野県	38,000	44	大分県	28,000
21	岐阜県	24,000	45	宮崎県	43,000
22	静岡県	38,000	46	鹿児島県	43,000
23	愛知県	24,000	47	沖縄県	52,000
24	三重県	24,000			

別表第2（第6条 - 第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。